昭和五十年
第三回臨時会（七月十八日開会 七月十八日閉会）

日野市議会会議録

（第二十七号）

日野市議会

SJ

昭和五十年
第三回臨時会

日野市議会会議録目次

○七月十八日金曜日（第一日）　午後五時四十七分開会　午後十一時三十六分閉会

出席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
時間延長……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
（議案上程）
日野市市税条例の一部を改正する条例の再議について……5
閉会……13

七月十八日　金曜日　（第一日）

昭和五十年
第三回臨時会

日野市議会会議録　第二十七号

七月十八日金曜日（第一日）

出席議員（三十名）

一番　滝瀬政吉君
二番　滝瀬敏朗君
三番　奥住芳雄君
四番　正国大治君
五番　鈴木美奈子君
六番　楢祐子君
七番　板垣正男君
八番　黒川重憲君
九番　林重義君
十番　谷栄吉君
十一番　剣持佐吉君
十二番　石坂勝雄君
十三番　竹ノ上武俊君
十四番　米沢照男君
十五番　市川芳太郎君
十六番　秦正一君
十七番　清水芳雄君
十八番　杉山寅三郎君
十九番　高橋通夫君
二十番　佐々木昭雄君
二十一番　大柄保君
二十二番　大下博君
二十三番　本間久君
二十四番　一ノ瀬隆君
二十五番　日野源作君
二十六番　吉富繁枝君
二十七番　三浦重春君
二十八番　飯山茂君
二十九番　島村孝志君
三十番　名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	田倉高光君
助役	前川恒雄君	都市整備部長	中島武男君
収入役	杉本好次郎君	福祉部長	赤松行雄君
企画財政部長	加藤一男君	水道部長	成井正夫君
総務部長	松村清栄君	病院事務長	遠藤政之君
市民部長	森久保三次君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	加藤一郎君	教育庶務課長	落合豊君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	荒井一雄君
書記	朝倉敏夫君	書記	川上輝子君
書記	鈴木晴彦君	書記	安原清美君
書記	樫村正男君	書記	小松恵美子君

議事日程

昭和五十年七月十八日（金）

午後一時開会

一、会議録署名議員の指名

二、会期の決定

三、日野市市税条例の一部を改正する条例の再議について

本日の会議に付した事件

日程第一から三まで

午後五時四十七分　開会

○議長（大下　博君）　これより昭和五十年第三回日野市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十九名であります。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。（「議案上程」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時四十八分　休憩

午後十時五十五分　再開

○議長（大下　博君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、二十一番、大柄保君、二十三番、本間久君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）　御報告いたします。今日の臨時議会の会期につきましては議会運営委員会で検討いたしました。各会派の意見がなかなか一致しませんで、若干の時間の経過をいたしましたけれども、本日一日と決定いたしましたのでよろしくお願いしたいと思います。（「一日で終わるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

これより日程第三日野市市税条例の一部を改正する条例の再議の件を議題といたします。理事者から再議に付す理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　臨時議会をお願いをいたしましたこの再議の件につきましての提案理由の説明を申し上げま

す。本件は去る七月十一日昭和五十年度第二回定例市議会に議決をされた、議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の修正可決について、その後調査検討の結果、異議がありますので、地方自治法第百七十六条第一項の規定による再議の提案であります。昭和五十一年三月三十一日を時限とする七カ月間の超過課税であっては、税負担の公平に反し、また税負担の公平の原則に反することになりますのと、また税の執行上も支障がありますので、ここに再議をお願いする次第であります。よろしく御審議の上、原案を認定をいただきますようにお願いする次第であります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本番については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本件について挙手により採決をいたします。この場合七月十一日の議決のとおり決めることについては地方自治法第百七十六条第三項の規定により出席議員の三分の二以上の同意を必要といたします。本件は七月十一日の議決のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）（「三分の二越えているんじゃないか。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　分かりました。出席議員はただいま三十名であります。その三分の二は二十人であります。

（「あたりまえだ」と呼ぶ者あり）挙手は十五名であります。所定数に達しません。よって本件は七月十一日の議決のとおり決することは否定されました。（「異議なし」「当然」と呼ぶ者あり）

修正議決が否決されましたので、これより日野市市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本件に対し剣持佐吉君ほか三名より修正案が提出されました。よってこれを本件と合わせて議題といたします。（発言する者多く聞きとりがたし）初めに理事者より提案理由を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　提案の原案であります第四二号の提案理由の説明を再び行ないます。

本市は過去十数年来の急速な人口増加に伴い行政需要は必然的に増大する反面、財政力はその指数の示すとおり年々低下する傾向が顕著であります。このことは近年の激しい物価の高騰とあいまって地方財政を根低より窮乏に追い込むもので、人口急増都市共通の政治課題ともなっているところであります。本市としても行財政の安定のために内外にあらゆる努力が必要と考えます。内部の節約や自主規制はもちろん国、都への超過負

担の解消、地方公布税税限配分の再検討等の要請運動を進めております。一方自主財源確保の見直しをやっておりますが、その一つの法策として法制上可能な法人市民税の超過負担に着目し慎重検討の結果、今回市税条例の一部改正を行なおうとするものであります。よろしく御審議の上なにとど議決をいただきますよう御願いを申し上げます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に修正案の趣旨説明を提案者から求めます。剣持佐吉君。

（「がんばれよ」「時間あるからゆっくりやれよ」と呼ぶ者あり）

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　市長が提案した超過課税不均一課税とも言っておりますが、この法的根拠は地方税法第六条及び第七条でございます。これによりますと、その公益ある事件を特に掲けて理由を市民に明らかにして課税すべき問題であります。それがただ財政逼迫のという抽象的な問題では簡単に課税すべきものではないふうに地方税法の解釈から確信をしております。しかしながら諸般の情勢を返り見ますとき財政の事情が必ずしも豊かではございますせんことは御同感であります。したがいまして近く将来にこの地方税法六条、七条の趣旨にのっとって事業を明らかにして市民の前に公表し市民の同意を得ることが必要だと思うのであります。したがいましてこの課税期間を一年と限定することがもっとも適当だと信じて修正案を提案した次第であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。（「七カ月でいいぞ」「ちょっと半ぱじゃねえか」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それではこれより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず最初に原案賛成者の発言を求めます。秦正一君。（「がんばれよ秦さん」と呼ぶ者あり）

十（十六番議員登壇）

○十六番（秦　正一君）　市長原案賛成の立場から公明党の代表といたしまして発言いたします。

御承知のように現在の地方自治体の財政は非常に緊迫しておりまして特に学校建設等の超過負担、このような面からしても本来国、都の財源によって賄うべき問題ではありますが、かなりの地方自治体の財政緊迫をきたしております。このような点から見てもわれわれは昨年の十一月にも五十年度の財源確保という面で、この税金の地方自治体でできる範囲のこのような課税については訴えてきております。で今回の地方財政のこのような面からして当然大企業に対しての法人市民税のこの課税については当然であるというふうにも考えております。これによって市民福祉なり、また、市民の生活向上の面にもあらゆる面

に寄与することは当然であるというふうにも考えられます。で特にただいまの修正案で時限立法を前回は半年であったものがまたここで一年というふうに非常に主体性のない、また反面考えると法制上からもこのような例がほかにはないと思います。したがってこのような面から考えてもこれは時限立法でやるべきではない、このようにも考えております。いずれにしても地方自治体のこのような現在の立場をやはり打解していくためには市長の提案されたこの法人市民税の、このような課税については修正案を反対し、この原案を賛成するものであります。いずれにしても前回三月三十一日、来年のこの七カ月の時限立法を再びここで一年間ということでやる上においては大いに反対するものであります。

以上原案賛成の立場で一言発言いたしました。（拍手）

（「あんたがやるとは思わなかったよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　次に原案及び修正案に反対者の発言を求めます。ございませんね。

次に原案賛成者の発言を求めます。（「おかしいぞ」「今終ったぞ」と呼ぶ者あり）原案賛成者です。どうぞ。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）（笑声）

（三十番議員 登壇）

○三十番（名古屋史郎君）　日本社会党議員団を代表いたしまして、修正案反対、市長原案賛成の立場で意見を述べたいと思います。

本市税条例の改正の市長原案は六月末に提案されたものであり、本日は七月十八日、やがて十九日になろうとしております。実に二十日以上の日数をかけて今日に至りました。いかなる場合にも慎重審議は尊重すべきであります。しかしながらその慎重審議の内容は私ども日本社会党をはじめとする与党議員団の市民生活の向上を願いとは逆に野党の諸君の誤まった主観に基づく全く間違った考え方に基づいての審議であり、その中身は非常に希薄なものでありまして、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そして半年間という重大な価値ある修正案が良識によって否決され日野市議会の名誉は一応回避されました。これは当然すぎる否決であります。憲法を守り市民生活の向上を願う市議会の英知であり常識でもあります。しかるに今回またまた修正案が提出されてきました。今度は一年間ということであります。あれほど審議を尽くし調査研究もそれぞれの立場で十分やってこの上に一年間ということは全く理解に苦しむものであります。この問題は税法上の問題からして一年間という短期間の期限では十分な施策面、予算面での反映が十分なされない、更に自治省、東京都は半年はもちろん、一年でも適当ではないと明言していると聞くに及んでは提案者の審議はなへんにあるのか全く理解に苦しむばかりであります。市民要求の山積する現今の日野市を思うとき半年で不適正なものなら一年ならよかろうとす

る姿勢は許しがたい態度であります。市民のためいかりをこめて本修正案に反対するものであります。（泊手）

○議長（大下　博君）　次に修正案賛成の発言を求めます。谷栄吉君。（「谷さんがんばれ」と呼ぶ者あり）

（十番議員登壇）

○十番（谷　栄吉君）　原案を反対し修正案に賛成する立場で今回六月議会に上程されました条例の改正は一般市民をたいへんまどわし議会を混乱させた市長の責任はまことに重大であります。（「だれが責任だ」と呼ぶ者あり）そもそも超過課税は審議必要やむを得えい時点で課税するものであります。自治省から財政計画についての通達もあろうかと思われますが、市の五十年度の予算内容、その会費、人件費、物件費等についてどのようになるのか、あらゆる面の検討にも欠けておりました。少くとも私ども質問について納得のいく説明がなされなかった、たいへん残念であります。また市民に対しても申し訳がたたないではなかろうか、それゆえに議案立法前面に押し出し修正に踏み切らざるを得ない状態でございます。今後を鑑み不均一課税を行う場合、財政上の緊急性かつ現時点における歳入費全般の財政運営に真剣なる検討を加え計画的な財政運営の上に立って明白なる時点で行うべきでありましょう。前回発言の中でも更に具体的な使途を明確に再提案すべきであると申しておりましたが、水がないんだよ、（笑声）（「まじめにやれ」と呼ぶ者あり）市長は物の気につかれたごとくに前回同様瑕庇のある議案をそのまま繰り返し上程してまいりました。まことに遺憾のきわみであります。市民にいたしましても本当に悲しいことであります。

以上の理由に基づきまして原案に反対し修正に賛成をいたしまして私の討論を終ります。（拍手）

○議長（大下　博君）　引き続いて修正案賛成の方の発言を求めます。林重義君。

（九番議員登壇）

○九番（林　重義君）　日野市市税条例の一部を改正する条例について修正案賛成、原案反対の立場から意見を申し上げます。

本六月議会開催の中にあっても原議案、法人超過課税の問題についても相当長期間にわたり論議されてお互いの立場から勉強し研究されてまいりました。簡単に申し上げます。今回の二議案に再議として提案された理事者の説明を解読すれば原案に時限を付すことにより税の徴収上についての不備と生産についての公正を欠くという点に伺えます。そのようなことから言って修正案については、法人に対し生産についても、徴収についても公平を欠くことなく問題の起り得るようなことはないと考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）原案についての課税の本旨についても確とした超過課税としての本旨に添いかねる

点もあるようです。このような関係から時限を付し確あるよう税法の面からも市民の立場からも超過課税としての予算の上、裏付けをはっきり明記してお考えになるようにすべきであると思われます。このような考えから私は修正案に賛成いたします。以上です。（拍手）

○議長（大下　博君）　これをもって討論を終ります。

（「共産党どうしてやらせないの」「いいよ、いいよ」と呼ぶ者あり）たいへん失礼しました。

次に原案賛成者の発言を求めます。米沢照男君。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　共産党市議団を代表して原案賛成の立場から発言をいたします。私はまず冒頭申し上げたいことは、今度の六月議会、そして今日の臨時市議会を通じてはっきり言えることは、日野市議会史上、最大の汚点を残した、しかも全国的に見てもあまり類例のないきわめてみじめな恥ずかしいそういう修正案が出され、しかも今日再議に付されてる。このことについては、きわめて遺憾であると思いますし、市民を代表して声を大にして野党諸君に抗議をしたい、こういうふうに考えております。とりわけ今度の市議会、この市税条例改正案をめぐって、それぞれとってきた立場、主張が、それはそのまま大企業べったりの立場か、それとも市民の利益を守る立場か、そのそれぞれの立場をきわめてはっきりと鮮明にしたという点で意義があったというふうに考えております。まず今度の法人市民税の引き上げ、市税条例の一部改正案の積極的な理由は、これまでも多く言われてきましたけれども、一つは何と言っても日野市は人口急増によって財政需要が増大したという点であります。第二点は、財政危機、とりわけインフレ。物価高騰による諸経費の増大、そして自民党政治による過酷な超過負担の押しつけ、さらには不景気を反映しての財政収入の停滞、こういった財政事情のもとで、どうしても新しい財源を自主的な独自の立場で生み出さなければならない、そういう積極的な提案がされたわけであります。

もう一つは、市民の要求が革新市政に期待を寄せる、そういう中から多くの要求が出され、未解決のまま放置をされております。この市民要求を実現し、少なくとも行政水準は維持していかなければならない、こういう積極的な立場からの法人市民税引き上げの提案であったわけです。市民の利益を守りそして市民の信託に応える積極的な、そして責任ある立場に立つならこの新しい財源を生み出すための法人市民税の引き上げ、市税条例一部改正案は、無条件で積極的に支持をし、原案を可決しなければならない、そういう今回の原案の提案であったと私は考えております。

もう一つ指摘しなければならないのは、野党の諸君、皆さんがこれまで多くその主張に時間を費やしてきた。それは時限立

法の問題であります。この時限立法を主張するに当たって、野党から出されていた理由は大きく分けて二つあると思います。一つは、この提案に対して使途が明確ではない、使いみちをはっきりさせるべきだ。二つには、大企業の景気の動向もやはり見極める必要がある。こういう二点がこれまで指摘をされてきました。しかし使途を明確にすべきだという主張は、もともとこの提案が目的税ではありませんから、先の先まで使途を明確にしろという言い方は全くの言い掛かりでありますし、これは言い替えれば執行権の侵害、さらには年に一度当初予算を議会で審議する、その審議権をみずから放棄する、そういうことにつながる無暴な、横暴な主張だと言わなければならないと思います。また、大企業の景気の動向云々という主張がこれまでにされてきましたけれども、これほど大企業べったり、市民要求無視の主張はないであろうと私は思いますし、十二万市民の切実な要求に対して、真正面から挑戦する、そういう言い掛かり言い分だというふうに私は指摘せざるを得ません。委員長報告でも明らかにしましたけれども、東京都の新財源構想研究会で明らかにしたところによりますと、租税特別措置を法人税法によって大企業に軽減措置がこれまで取られてきておりますけれども、百億内以上の大企業だけでも年間四千四百億円もの減税措置がされている。法人三税の実質税負担率は、実効税率より一〇・四七%も低くなっているということが明らかにされておりますし、今回の法人市民税の引き上げに伴う質実、実効税率はわずか〇・七九%、現に大企業が優遇をされ、減税をされている実態から照らして〇・七九%の負担は決して大企業にとってほとんど影響のない、そういうささやかな負担でしか過ぎないということを私はこの機会に強調したいと思いますし、これをこれまで長時間にわたって主張してきた野党諸君がいかに大企業べったり病に冒されているか、それは一とおりのべったり病ではなくて、きわめて重い、重症に値するべったり病であるというふうに言わざるを得ないと思います。

次にこれまで多く主張してきた自治省の一役人が述べた見解を固執して、そしてこの提案に難くせをつけるということがこれまで委員会の中でも行なわれてきましたけれども、ここではっきりしておきたいことは、今度の市税条例改正案の提案は、地方税法第二条、地方団体はこの法律に定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。つまり地方自治体が課税をする自主的な固有の権利をもって今回の一部改正の提案がされてる、こういういわゆる課税自治権が自治体にあり、その立場から提案をしてきている。これはいかに自治省といえども侵害することのできない憲法に保障された、地方自治権の範疇に入るこういう提案である、ということをはっきりと私は申し上げたいと思いますし、これまで自治省が地方自治体に対して、どういう姿勢をとってきたかといいますと、一つには地方自治

体に対する自主立法権の制限、二つには機関委任事務制度の拡大、三つには財政的な制約をさらに強めよう、こういうことから自治権の侵害がこれまで行なわれてきました。市民の利益を守る立場に立つなら、こうした自治省のやり方、指導に対して真っ向から好むと好まざるにとにかかわらず対決せざるを得ない、こういうふうに考えております。したがって、自治省の一役人がこう言った、ああ言ったということを拠り所にして論陣をはるということは、きわめて筋違いだということをひとつ指摘しておきたいと思います。さらにこれまでの総務委員会の審議経過に対して委員長が採決を強行したとか、非民主的な審議運営を行なったかのごとく、きわめて的はずれな悪口を言う野党諸君がこれまでにいました。この機会にはっきり私はさせておきたいと思いますけれども、最初に委員会が付託されたこの議案を審議したのは六月の二十四日であります。夜えんえんと九時三十分まで長時間にわたって審議が行なわれる中で、企業回りをしようという話の中でその企業回りをやるのはどういう立場でやるのか、それは原案を支持する、原案を企業に認めさせる、そういう立場から企業回りをやるんだということから、委員会としては原案を二十七日に可決するんだ、こういう確認のもとで二十六日に企業回りが行なわれた。その結果は、企業は議会が決めれば当然の義務としてそれに従う、これは当然の態度でありますけれども、そういう結果が企業回りで引き出されたわけですけれども、二十七日になってさらに委員会での確認がほごにされて、時限立法の問題が新たに持ち出されてきた。そしてそれが多数によって可決をされて、今日のような経過を見ているということ、しかも強行採決云々と言いますけれども委員会の力関係は野党が四名、与党が三名、この四対三の力関係の中で、どうして採決が強行できるのか。採決は全会一致の確認のもとで採決を行ない、しかも質疑は出すだけ出す、意見はこれ以上出ないというもとで、民主的に、きわめて民主的な審議のもとで結論が引き出された、こういうことをはっきりとこの場で申し上げておきたいと思います。そして最後に、冒頭から申し上げましたように、この市長提案の法人市民税の引き上げは、新しい財源を生み出して市民の要求に応えようという積極的な提案でありますから、これに対して半年間とか一年とか、わくをはめようというやり方は、突き詰めてみれば、この法人市民税には反対だと、こういう立場にならざるを得ないと思います。したがって私は修正案に反対し、原案に賛成する立場から、以上申し上げた意見を述べて終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって討論を終結いたします。これより修正案について採決いたします。剣持佐吉君ほか三名より提出されました修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大下　博君）　挙手多数であります。よって修正案は可決されました。（拍手）

本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって昭和五十年第三回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後十一時三十六分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十年　　月　　日

日野市議会議長　大下　博

署名議員　大柄　保

署名議員　本間　久

5017542

日野市立図書館 ☎81-7354
5017542
日野市立
図書館
B016701